

尖閣諸島をめぐる最近の動き

平成24年 10月

外 務 省

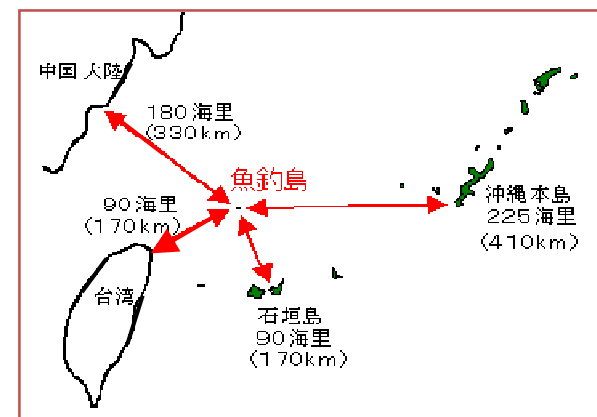
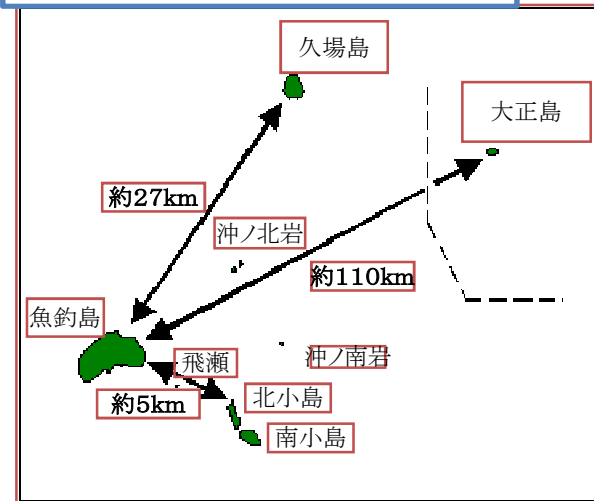
尖閣諸島に関する事実関係

◆尖閣諸島について◆

尖閣諸島は、南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などから成る島々の総称。かつて鰹節工場があり日本人が住み着いたこともあるが、現在は無人島。久場島(及び周辺小島)は私有地であり、その他は国有地。行政的には沖縄県石垣市の一部。

	所有者	経緯	
魚釣島	国	明治29年(1896年)民間人に無償貸与。昭和7年(1932年)民間人に払い下げ。(その後、民間人の中で所有権の移転あり。)	平成14年(2002年)4月1日から国が賃借。平成24年(2012年)9月11日、国が取得・保有。
北小島	国		
南小島	国		
久場島	民間人		昭和47年(1972年)以降、日米地位協定に基づく米軍施設・区域。
大正島	国	一貫して国が所有	
沖ノ北岩	国	一貫して国が所有	
沖ノ南岩	国		
飛瀬	国		

◆尖閣諸島の地図◆



尖閣諸島をめぐる歴史的経緯

◆～1945年◆

1885年以降 沖縄県からの上申に基づき実地調査を数度にわたり実施。
⇒**清国による領有の事実がないことを慎重に確認。**

1895年1月 閣議決定により尖閣諸島を沖縄県に編入。⇒日清戦争の下関条約(1895年4月調印)前であり、同条約によって清国から日本に割譲された**台湾及び澎湖諸島とは明確に区別。**

◆1945年～◆

1946年1月 連合国最高司令官総司令部覚書により日本の行政権が停止される。
(米国による沖縄施政が開始)

1951年9月 日本との平和条約(サンフランシスコ平和条約)署名。
台湾及び澎湖諸島の領有権の放棄(第2条):尖閣諸島は含まれず。
南西諸島を信託統治下に置くことを念頭に米国が施政権を行使。(第3条)
⇒**尖閣諸島への日本の主権は残存。**

[1968年 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の沿岸鉱物資源調査報告
⇒**東シナ海に石油埋蔵の可能性ありと指摘。**]

1971年6月 沖縄返還協定署名。米国から日本に対する**施政権の返還。**
同協定の合意議事録で緯度、経度をもって明示された返還対象区域に尖閣諸島が含まれている。

1971年 **中国及び台湾が初めて公式に領有権を主張**
(台湾の主張＝「外交部」声明:6月、中国の主張＝外交部声明:12月)
※それ以前はどの国も日本による尖閣諸島の領有に異議を唱えたことはなかった。

我が国の立場とその根拠①

◆日本の基本的立場◆

- 尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。
- 尖閣諸島をめぐり、解決すべき領有権の問題は存在していない。

◆我が国領土への編入◆

- 我が国は、尖閣諸島が単に無人島であるのみならず、清国による支配の痕跡がないことを慎重に確認の上、尖閣諸島領有の意思を表示。
- 1970年代まで、我が国による尖閣諸島支配に異議を唱える国はなかった。

◆中国・台湾の独自の主張に関する幾つかの論点◆

- 論点①「尖閣諸島は、1895年の下関条約で清国が日本に割譲した台湾及び澎湖諸島に含まれる。」
→ 尖閣諸島は、1895年4月の下関条約の前の1895年1月の閣議において我が国に編入されており、そもそもこのような主張は成り立たない。また、下関条約の交渉経緯等からしても、同条約により日本が清国から譲り受けた台湾及びその付属島嶼に含まれるという解釈を根拠づけるものはない。
- 論点②「1943年のカイロ宣言、1945年のポツダム宣言で、尖閣諸島は台湾の付属諸島として中国に返還。」
→ カイロ宣言やポツダム宣言は、当時の連合国側の戦後処理の基本方針を規定した政治文書であるが、そもそも戦争の結果としての領土の処理については、こうした政治文書ではなく、最終的には平和条約を始めとする国際約束に基づいて行われる。第二次世界大戦の場合、同大戦後の日本の領土を法的に確定したのはサンフランシスコ平和条約であり、実際、カイロ宣言に言及されている台湾及び澎湖島はサンフランシスコ平和条約で放棄された。しかし、同宣言及びポツダム宣言には尖閣諸島の領有権を変更するような記述はなく、サンフランシスコ平和条約においては日本の領土であるとされた。

我が国の立場とその根拠①

◆中国・台湾の独自の主張に関する幾つかの論点◆

➤ 論点③「1951年のサンフランシスコ平和条約で、日本は台湾及び澎湖諸島を放棄したが、尖閣諸島もその中に含まれる。」

→尖閣諸島が、サンフランシスコ平和条約第2条で我が国が放棄した「台湾及び澎湖諸島」に含まれないことは、サンフランシスコ平和条約第3条に基づき、南西諸島の一部として米国が同諸島に施政権を現実に行使してきたこと、及び1972年の沖縄返還により日本が施政権の返還を受けた区域に同諸島が明示的に含まれることから明らか。

➤ 論点④「日本政府による尖閣三島の購入は、戦後国際秩序と国連憲章の趣旨・原則に対する深刻な挑戦。」

→我が国は第二次世界大戦後、国際社会の平和と繁栄を支えてきており、中国自身も、2008年に両国首脳が署名した日中共同声明において、戦後の日本が平和的手段により世界の平和と安定に貢献してきていることを積極的に評価している。二国間の見解の相違を安易に過去の戦争に起因するものとする姿勢は、物事の本質から目をそらすものであり、説得力をもつものではなく、また非生産的。

【参考1】サンフランシスコ平和条約

第2条(b)

日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第3条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

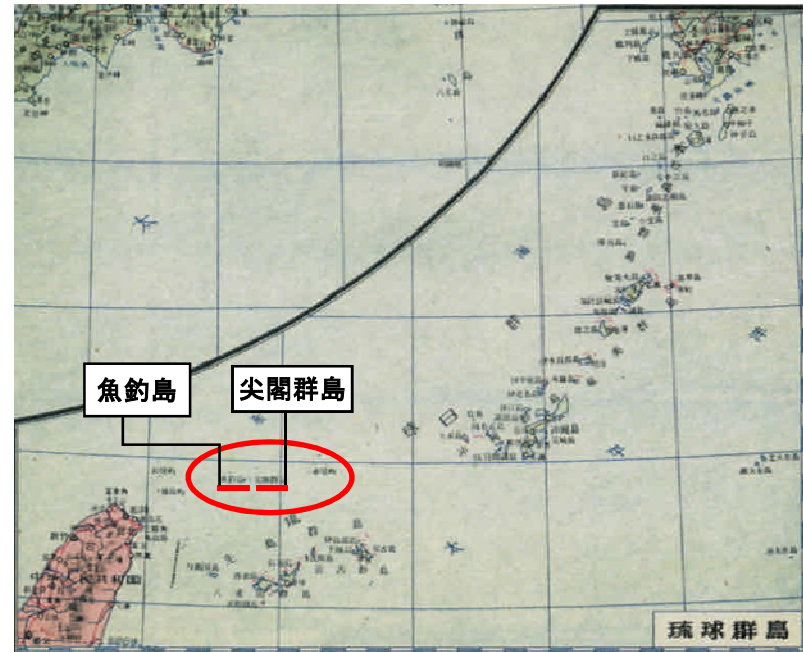
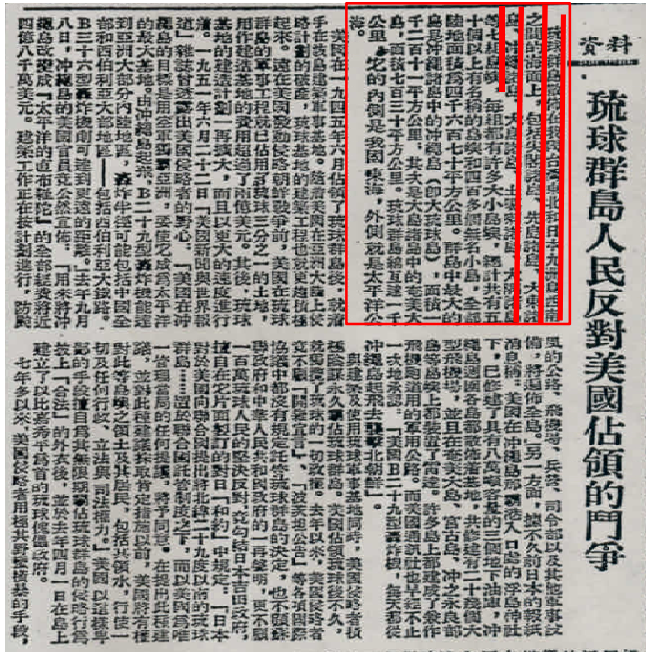
【参考2】日中共同声明

第4項(2)

「中国側は、日本が、戦後60年余り、平和国家としての歩みを堅持し、平和的手段により世界の平和と安定に貢献してきていることを積極的に評価した。」

我が国の立場とその根拠②

◆中国の発刊物にも、中国が尖閣諸島を日本領と認識していたことを裏付ける記述がある。



1953年1月8日付人民日報記事

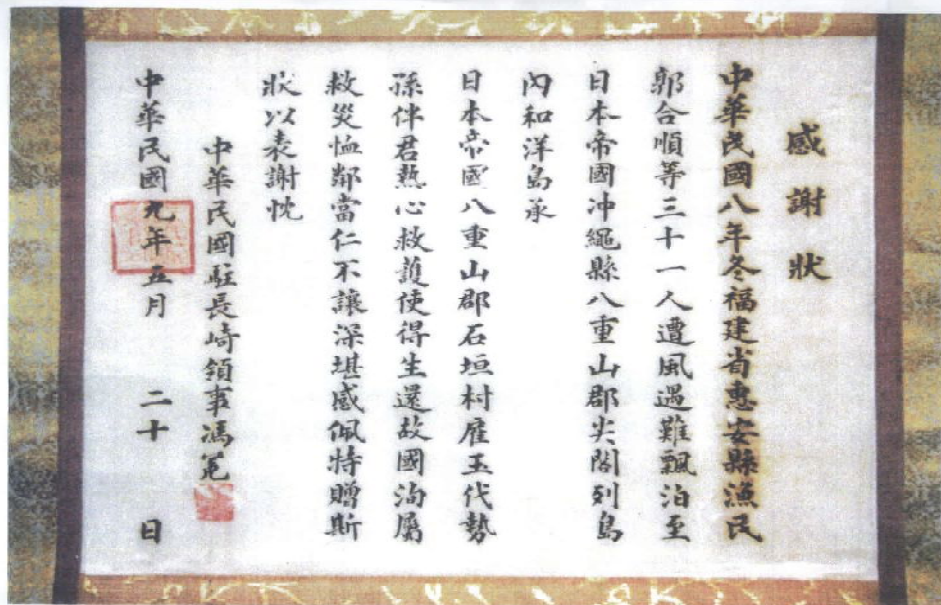
「琉球諸島は、(中略)尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖縄諸島、大島諸島、トカラ諸島、大隅諸島の7組の島嶼からなる」という記述があり、中国が尖閣諸島を琉球諸島の一部と認識していたことが分かる。

世界地図集(中国:地図出版社、1960年4月出版)

「尖閣群島」、「魚釣島」の記載が見られ、日本が主張する名称を用いていることがわかる。また、尖閣諸島が琉球群島に属するものとして扱われている。

我が国の立場とその根拠③

◆中国(当時は中華民国)が日本側に対して発出した感謝状(1920年)にも、中国が尖閣諸島を日本領と認識していたことを裏付ける記述がある。



【仮訳】
感謝状
中華民國八年(一九一九年)冬、福建省惠安県の漁民である郭合順(かくごうじゆん)ら三十一人が、強風のため遭難し、日本帝国沖繩県八重山(やえやま)郡尖閣列島内和洋島(わようとう)に漂着した。
日本帝国八重山郡石垣村の玉代勢孫伴(たまよせ・そんはん)氏の熱心な救援活動により、彼らを祖国へ生還させた。救援において仁をもって進んで行ったことに深く敬服し、ここに本状をもって謝意を表す。
中華民國駐長崎領事
馮冕(ふう・べん)
中華民國九年(一九二〇年)五月二十日

中華民國駐長崎領事の感謝状(1920年5月発出)

1919年12月に尖閣諸島魚釣島近海で遭難した福建省の漁民が我が国の国民によって救助されたことを受けて、1920年5月に当時の中華民國駐長崎領事から我が国の国民に対して発出されたもの。

この感謝状においては、遭難した福建省の漁民が漂着した場所が「日本帝国沖繩県八重山(やえやま)郡尖閣列島」であることが明記されている。

尖閣3島の購入に至る最近の動き

3月	2日	総合海洋政策本部HPにおいて、尖閣諸島の4つの島を含む、我が国EEZの根拠となる39の島に対する名称を公表
3月	3日	中国国家海洋局HP等において、尖閣諸島の71の島に対する名称のリストを発表
	16日	中国国家海洋局所属船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海内に侵入
4月	5日	中国漁業監視船が尖閣諸島周辺の接続水域内を航行
	17日	石原東京都知事が尖閣諸島の購入計画を表明
5月	2日	中国漁業監視船が尖閣諸島周辺の接続水域内を航行(～4日)
6月	3日	中国漁業監視船が尖閣諸島周辺の接続水域内を航行
	27日	台湾海巡署船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入
7月	4日	台湾の抗議船及び台湾海巡署船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海内に侵入
	11日	中国漁業監視船が尖閣諸島周辺海域を航行(～13日。11日及び12日に我が国領海内に侵入)
8月	15日	香港民間活動家等(14名)が尖閣諸島沖領海に侵入し、うち7名が魚釣島に上陸(現行犯逮捕し、17日に退去強制。)
	18日	地方議会議員6名を含む10名の日本人が魚釣島に上陸
9月	10日	魚釣島、北小島及び南小島の3島の所有権を政府が民間人から取得・保有する方針を発表
	11日	尖閣3島の所有権を政府が民間人から取得

尖閣諸島の取得・保有を受けた動き①

◆中国政府等の反応◆

(1) 外交部による声明・記者会見

- ホームページ、記者会見等で、尖閣諸島の取得・保有に強く抗議し、撤回を要求する旨累次表明。また、報道官は、抗日デモを容認するかのような発言(9/11)をしたものの、その後、中国国民が法に基づき理性的に訴えを表すよう求める旨発言(9/14)。

(2) 各政府機関・民間団体等による態度表明

- 国防部報道官が、相応の措置を実施する権利を留保する旨の談話を発出。また、全人代外事委員会、全国政協外事委員会等各種団体が声明を発表し、取得・保有に抗議。

(3) 中国政府によるその他の措置

- 尖閣諸島に独自の領海基線を設定(9/10)。領海基線座標図、海図を国連事務総長に提出(9/14)。
- 尖閣諸島の天気予報、周辺海域の海洋環境予報を開始(9/11)。
- 尖閣諸島周辺海域における中国公船による「パトロール」をする旨の発表。実際に中国公船(漁政船及び海監船)が尖閣諸島周辺接続水域及び領海に度々侵入(例えば9/14、9/18、9/24、10/2及び10/3に領海侵入)。
- 独自の主張に基づく尖閣諸島の71の島の地理座標を発表(9/15)。
- 大陸棚限界委員会に大陸棚延長申請を行う旨決定(9/16)。
- 新華社等が東シナ海で人民解放軍が軍事演習を行った旨の報道(9/17)。
- 「釣魚島は中国固有の領土である」という題目の白書を発表(9/25)
- 米有力紙に釣魚島は中国の領土とする意見広告を掲載(9/28)

尖閣諸島の取得・保有を受けた動き②

◆中国本土における抗議活動の概況◆

9月10日(月)夜から14日(金)まで

10日以降、14日までに中国各地では日本大使館・総領事館(以下「在外公館」)の所在地や日系百貨店・スーパーの所在地等を中心に、小規模な抗議活動が発生。在外公館に対するペットボトルの投擲、公館前での日章旗の汚損・焼却、日系百貨店に対するペンキのぶちまけ等が発生した。

9月15日(土)

在外公館で17都市のデモ発生を確認(報道では「最多で52都市」)。北京の日本大使館前には、15日朝から常時3000名程度が繰り返し押し寄せ、午前中は一旦混乱状態を呈した。夕方までに徐々に沈静化。地方の一部都市ではデモ隊が暴徒化し、日本料理店の破壊、日系百貨店・スーパーへの侵入・略奪、日本企業工場の放火・破壊が発生。また、一部地域では公安車両の破壊なども発生した模様。

9月16日(日)

在外公館で28都市のデモ発生を確認(報道では「80以上の都市」)。北京の日本大使館前は、朝から300～500名の集団を循環させる措置がとられ、引き続きペットボトル、生卵、トマトなどの投擲が行われたが、警備側の増員もあり、館まで到達する物件は減少。警備側はデモ隊に理性的対応を呼び掛け。広東省各地では、日本料理店及び日系店舗入居ビルに対する破壊行為、山東省済寧で日系企業工場の展示品・商品に対する破壊行為が発生。各地の日系百貨店・スーパーは予め臨時休業措置。

9月17日(月)

在外公館(北京、上海、瀋陽)前及び黒竜江省ハルビンで発生が確認。北京の日本大使館前では30～100名の集団が循環しながら行進したほかは、概ね1～3名の小規模な抗議活動。

9月18日(火)

在外公館で28都市のデモを確認(報道では「100以上の都市」)。北京の日本大使館では、朝方に窓ガラスが6枚破損していたほか、午前7時過ぎから、デモが断続的に行われ、最大時で4000名規模に到達。在瀋陽総領事館前では9時過ぎからデモが断続的に行われ、最大時で3000名規模に到達。投擲行為により総領事館のガラス計67枚が破損。

9月19日(水)以降

19日以降は基本的に鎮静化し、23日まで在外公館等で散発的に小規模な抗議活動を確認。24日以降は発生せず。

